

## 魚津市告示第58号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

魚津市長 村椿 晃

### 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
株式会社 RCG	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番1号
株式会社 SHIFT	東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック 39MT ビル

### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

魚津市ふるさと寄附金

### 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4 指定納付受託者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。